



令和7年12月5日

午後1時

## 除染に伴い除去した土壌の埋立処分を実施します

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響の低減の目的で実施した除染に伴い除去した土壌（以下「除去土壌」という。）の埋立処分を実施します。

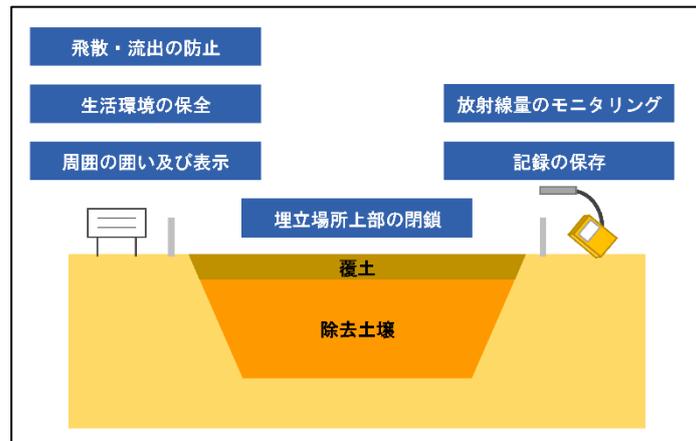
### 1 経過

市は、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響を低減するため、教育・保育施設や公園、スポーツ施設、自治集会所、その他の公共施設などにおいて除染を実施しましたが、その際に発生した除去土壌は、国から処分基準が示されていないため、これまで各施設の敷地内に埋設保管していました。

令和7年3月に、国が除去土壌の埋立処分基準を策定し、「福島県外における除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」を公表したことから、同基準に基づき、除去土壌の埋立処分を行うこととしました。

### 2 除去土壌の埋立処分基準

項目	内容
1 地下水汚染の防止	福島県外で発生した比較的低い放射性セシウム濃度の除去土壌の埋立処分に当たっては、容器への封入や遮水工などは原則として必要ない
2 飛散・流出の防止	粉じんの発生抑制のための散水やシートなどで埋立場所の開口部を養生するなどの措置を講じる
3 生活環境の保全	悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないように措置を講じる
4 周囲の囲い・表示	埋立場所の周囲に囲いを設け、除去土壌の埋立場所であることがわかる表示を行う
5 埋立場所上部の閉鎖	埋立作業を終了する場合には、厚さがおおむね30cm以上の土壌などによって開口部を閉鎖（覆土）する
6 放射線量のモニタリング	施工時および維持管理中は、周囲への放射線影響がないことを確認するため、埋立場所の敷地の境界において空間線量率を定期的に測定する
7 記録の保存	埋立処分の場所、除去土壌の量、放射能濃度などを記録し保存する



除去土壌の埋立処分に係る要件のイメージ

3 令和7年度埋立処分実施施設

埋立処分施設 (除去土壌保管施設)		埋立処分場所		備考
施設名	所在地	施設名	所在地	
旧花泉幼稚園 ※	花泉町花泉地内	花泉運動公園多目的 競技場	花泉町花泉地内	花泉運動公園 多目的競技場 に集約
花泉運動公園多目的 競技場	花泉町花泉地内			
旧釘子保育園 ※	室根町矢越地内	室根支所資材置場	室根町矢越地内	

※ 令和7年度は、除去土壌が保管されている民有地のうち、当該民有地の利活用の計画があり、撤去の要望があった施設について実施

4 事業費 約544万円（令和7年度分）

5 工期

埋立処分施設	工期
旧花泉幼稚園・花泉運動公園多目的競技場	12月5日から令和8年3月27日
旧釘子保育園	12月5日から令和8年3月10日

6 その他 令和8年度以降は、子どもが生活する施設を優先に、除去土壌の埋立処分を進めていきます。

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
 市民環境部 生活環境課 放射線対策係長 佐藤  
 電話：(0191) 21-8331 (ダイヤルイン)  
 FAX：(0191) 21-2101  
 メールアドレス：seikan@city.ichinoseki.iwate.jp